

一般社団法人新潟県動物愛護協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟県動物愛護協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、動物の愛護並びに適正な飼育及び管理についてその知識を普及するとともに、広く県民の間に動物を愛護する精神を啓発し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、もって社会文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の内容の周知の徹底
- (2) 動物の愛護及び適正な飼育に関する展示会、講演会及び相談会の開催
- (3) 動物の愛護に関する行事の推進
- (4) 動物の愛護及び適正な飼育に関する図書印刷物の刊行
- (5) 動物の愛護及び適正な飼育に関する指導者の養成
- (6) 被災動物、逸走動物等の保護に対する協力
- (7) 動物の疾病対策の調査及び普及
- (8) 動物の愛護及び適正な飼育に関する研究及び指導
- (9) 国内外の動物愛護団体との交流
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 法人会員 本協会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 一般会員 本協会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 支援会員 本協会を支援しようとする個人又は団体
- (4) 賛助会員 本協会を賛助しようとする個人又は団体

2 前項の会員のうち、法人会員、一般会員及び支援会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法律」という。）上の社員（以下「正会員」という。）とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 本協会の会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 第7条に規定する会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 本協会の総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め、招集の請求があったとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的等を示して、招集の請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第17条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 正会員は理事会で定めたときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
 - 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によってこれを選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、本協会の常務を統括する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事と監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第 21 条に定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 26 条 役員は、総会の正会員総数の 3 分の 2 以上の決議によって解任することができる。

- 2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬等)

第 27 条 役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第 28 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において任期を定めうえで選任する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問には報酬を支給しない。ただし、職務の遂行のための費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事である会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

第 35 条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成される。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他収入

(資産の管理)

第 36 条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

2 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(経費の支弁)

第 37 条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第 39 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従た

る事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(長期借入金)

第41条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員総数の3分の2以上の決議を経なければならない。

第8章 事務局

(設置等)

第42条 本協会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経なければ変更することができない。

(解散)

第45条 本協会は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経たとき、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 46 条 本協会が解散するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(平成 25 年 4 月 1 日)
- 2 この法人の最初の会長は星野伊佐夫とする。
- 3 この法人の最初の業務執行理事は青柳誠とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の事業年度の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款の変更は、総会の決議の日(平成 26 年 6 月 19 日)から施行する。